

# 運営資金積立金管理要綱

制 定 平成 2 4 年 5 月 3 0 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、運営資金積立金（以下「積立金」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

## (積立金の定義)

第 2 条 この積立金は、公益社団法人岐阜県山林協会会計の円滑な運営に資するための資金とする。

## (積立金の上限及び果実の処理)

第 3 条 積立金の額は、10,000,000円以内とする。

2 積立金から生じた果実は、公益社団法人岐阜県山林協会の法人会計収入に計上する。

## (積立金の使途)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をもって支出にあてることができる。

- (1) 年度当初の資金に不足が生じ、運営に支障が生じた場合
- (2) 予算で認められた事業の執行に支障が生じた場合
- (3) その他理事会が必要と認めた場合

2 この積立金の支出は、経理規程第 5 条に規定する経理責任者が行う。

## (積立金の復元)

第 5 条 前条の規定により支出した積立金は、収入状況を考慮して事業の推進に支障がない限り、支出した事業年度のうちのできるだけ早期に復元しなければならない。

## (管理)

第 6 条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

## (積立金の取崩し)

第 7 条 この資金を支出した事業年度と同一の事業年度において復元が困難と認められる支出がある場合には、あらかじめ、復元計画等事後処理案を添えて総会の承

認を受けるものとする。ただし、緊急の場合は、理事会の議決をもって総会の承認にかえることができるものとする。

(積立金の廃止)

第8条 この積立金の廃止は、総会の決議をもって行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会設立登記の日（平成24年6月1日）から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、運営資金積立規程（昭和50年9月16日施行）は、廃止する。